

市税などの納付方法

「口座振替による納付」に協力を！

市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの納付は、今後、口座振替が原則となります。

市では、収納率の向上を目的とした取り組みの一環として、3月から口座振替による納付を原則化します。現在、納付書で納めている人は、便利で納め忘れない口座振替への切り替え

に協力してください。

3月中に金融機関などで、口座振替の申し込みを終了すると、新年度からは口座振替による納付がスムーズに行えるようになります。また税務課や保険年金

課、高齢者福祉課、下水道課、旭市水道お客様センターに、本人名義のキャッシュカードと身分証明書（運転免許証など）を持参すると、簡単に口座振替を申し込むことができます。

なお次の税・料金などは対象外です。

● 会社の給与や年金からの天引き（特別徴収）により納付している市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

● 児童クラブ受託料

口座振替の取り扱い金融機関

千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、筑波銀行、銚子信用金庫、銚子商工信用組合、ちばみどり農業協同組合、かとり農業協同組合東庄支店、ゆうちょ銀行（郵便局）、千葉県信用漁業協同組合連合会

口座振替のメリット

● 金融機関や市役所などに納付に行く手間が省けます。
● 預金口座から自動的に引き落とされるので、納め忘れを防げます。
● 一度手続きをすれば、翌年度以降も自動的に継続されるので、長期的に確実な納付ができます。

手続きは2月中に

国民年金保険料を口座振替で前納

国民年金保険料の納付には口座振替が便利です。保険料が預金口座から引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れありません。

まとめで払って得する前納
保険料を口座振替で前納すると、現金払いで前納するよりもさらに保険料が割り引きになります。手続きは2月中に、直接

金融機関（郵便局含む）で申し込んでください。
すでに口座振替で前納している人は、再度の申し込みは必要ありません。ただし、振替方法を変更する場合は、変更手続きが必要です。

〈手続きに必要なもの〉

● 年金手帳（基礎年金番号の分かるもの）

● 預金通帳

● 預金通帳届け出印

〈注意事項〉

● 申込期限は2月末日です。早めに手続きを行ってください。
● 一部納付（半額免除などに該当）の人は、毎月納付（割引なし）となります。

● 保険料と年間割引額は毎年変動します。

問い合わせ先

佐原年金事務所
☎0478・54・1442
市保険年金課高齢者医療年金班
☎62・5332

問い合わせ先一覧

債権の種類	問い合わせ先
市県民・固定資産・軽自動車・国民健康保険税	税務課収税班 (☎62-5322)
後期高齢者医療保険料	保険年金課高齢者医療年金班 (☎62-5882)
保育料	子育て支援課保育班 (☎62-5313)
介護保険料	高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)
下水道受益者負担金および使用料	下水道課管理班 (☎62-5357)
農業集落排水使用料	農水産課農業基盤整備班 (☎68-1173)
市営住宅家賃	財政課管財営繕班 (☎62-5315)
水道料金	水道課業務班 (☎63-9180) 旭市水道お客様センター (☎63-8881)

口座振替で前納した場合の国民年金保険料

振替方法	引き落とし日	年間保険料	年間割引額
毎月	翌月末日	183,000円	割引なし
毎月（早割）	当月末日	182,400円	600円
6か月前納	4月・10月末日	180,920円	2,080円
1年前納	4月末日	179,160円	3,840円
2年前納	4月末日	355,280円 （2年分）	14,800円 （2年分）

※平成26年度（月額15,250円）と27年度（月額15,590円）の保険料で計算しています。